

## 川口市内の行事に伴う食品の臨時出店に係る取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、食品の臨時出店に対する食品衛生上必要な指導等について定め、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止することを目的とする。

### (臨時出店)

第2条 臨時出店とは、次のいずれにも該当し、地域振興、住民交流を目的とする祭礼、催事等の行事（縁日、学園祭、商工祭等をいう。以下「行事」という。）の開催に伴い不特定又は多数の者を対象に食品を調理又は提供するものであって、食品衛生法第55条又は第57条に基づく営業の許可又は届出を要しないものをいう。

- (1) 出店が年度8日以内かつ年度4行事以内
- (2) 同一年度において、同一行事における出店が3日以内。ただし、年度に限らず、連続して3日を超える場合は、許可を要するものとする。

### (相談に対する対応)

第3条 出店に関する相談を受けた場合、前条の臨時出店に該当するか確認するものとする。

2 前項により臨時出店であることが確認された場合、次の事項を記載した臨時出店届（様式）の提出及び「臨時出店における注意事項」（別紙）による臨時出店に従事する者への注意事項の周知を依頼するものとする。

- (1) 行事名称
- (2) 主催者の氏名及び連絡先

3 第1項により臨時出店に該当しないことが確認され、かつ食品衛生法第55条又は第57条の営業に該当する場合は、それぞれ食品衛生法に基づく必要な手続きを行うよう指導するものとする。

### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式

臨時出店届

年 月 日

(あて先)  
川口市長

届出者 住所又は主たる事務所所在地  
氏名又は名称及び代表者氏名  
電話  
メール

下記のとおり行事の開催に伴い、臨時出店するので届け出ます。

記

行事名称	
行事の目的	
行事主催者	住所 氏名 電話 メール
行事の期間	年 月 日 ～ 月 日 時 ～ 時
開催場所	
出店者状況	出店者は次の1, 2の要件をすべて満たしていますか。(自動車又は屋台・露店の営業許可を有している出店者を除く) はい ・ いいえ 1 出店が年度8日以内かつ年度4行事以内である 2 同一年度において、同一年度における出店が3日以内である ※他の催事における出店日数、回数を含む すべての出店者に別紙の注意事項を説明できますか。 はい ・ いいえ
添付書類	臨時出店者一覧表

## 臨時出店における注意事項

### [臨時出店における注意]

臨時出店を行うものは、次の事項を行ってはならない。

- (1) 生もの（刺身等）を提供すること。
- (2) 臨時出店する場所において、原材料の下処理及び仕込み等を行うこと。

### [全般]

臨時出店を行う際には、以下の点に注意すること。

- (1) 臨時出店場所及びその周辺は、衛生上支障のないように維持すること。
- (2) 調理する場合は近くに手洗い設備を設け、手洗い設備には手指等の消毒液等を備え、常に使用できる状態にしておくこと。
- (3) 使用する水は、原則として水道事業等により供給される水（水道水）とする。飲用に適する水を使用する場合は相談すること。
- (4) 廃棄物及び排水の処理は、適切に行うこと。
- (5) 食品、器具、容器包装等は、常に衛生的に取扱うこと。
- (6) 食品の保管は、当該食品に適した状態及び方法で行うこと。
- (7) 食品の前日調理は行わないこと。
- (8) 消費期限が過ぎている食品を提供しないこと。
- (9) 保存方法が守られていない食品を提供しないこと。
- (10) 食品を取り扱う者は、事前に検便を実施する等健康状態の把握に十分留意すること。
- (11) 食品を取り扱う者は、爪を短く切り、清潔な衣類を着用すること。
- (12) 食品を取り扱う者は、食品を取扱う前及び用便後には手指等の洗浄及び消毒を行うこと。
- (13) 食品を取り扱う者が飲食物を介して感染するおそれのある疾病にかかったとき、又はその疾病の病原体を保有していることが判明したとき、若しくはその疾病にかかっていることが疑われる症状を有するときは、食品等に直接接触する作業をしないこと。
- (14) 臨時出店の施設及び設備等は保健所が食品衛生法施行細則第五条に定める飲食店営業等の営業施設の基準をもとに指導・助言するため、同基準を参考とすること。

### [臨時出店において製造、加工又は調理できる食品]

臨時出店において製造、加工又は調理できる食品は、原則、次の表に掲げるものとし、次の事項について遵守すること。

- (1) 客への提供直前に加熱工程を有するものであること。ただし、かき氷、果実チョコ等のいわゆるトッピング行為はこの限りでない。

(2) 使用する氷は、原則として水道事業等により供給される水（水道水）とする。飲用に適する水を用いる場合は相談すること。

2 前項のほか、別表に掲げる食品以外を製造・加工又は調理する場合は、その工程をよく保健所に説明し、保健所の助言を確認すること。

**[臨時出店において単に食品を仕入れて提供する場合]**

臨時出店において単に食品を仕入れて盛り付け等調理行為を行わず提供する場合は、次の事項に留意すること。

(1) 食品衛生法第五十五条に基づく許可を受けた、又は第五十七条に基づく届出をした施設で製造されたものであること。

※ 食品衛生法第五十五条

公衆衛生に与える影響が著しいものとして政令で定められた営業を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

食品衛生法第五十七条

食品衛生法第五十五条の許可を要する営業及び公衆衛生に与える影響が少ないとして政令で定められた営業等を除き、営業を営もうとする者は都道府県知事に届け出なければならない。

(2) 提供する食品は、衛生上支障がない場合を除いて、容器包装に入れられたものであること。

(3) 提供する食品は、適正な表示がされているものであること。

※ 保健所は、衛生上支障がないように助言します

表

分類	食品の名称 (例)
煮物類	おでん、煮込み、汁物、玉こんにゃく
焼き物類	肉類の焼き物、魚介類の焼き物、焼き餅、野菜類の焼き物、焼き餃子、フランクフルト、ピザ、カステラ、焼きだんご、焼きまんじゅう、煎餅、今川焼、ホットドック、ローストナッツ
揚げ物類	フライドポテト、コロケ、揚げ餃子、揚げもんじゃ、フライ、ゼリーフライ、空揚げ、みそポテト、天ぷら、揚げドーナツ、揚げまんじゅう、カレーパン、チュロス、揚げパン、ドッグ
蒸し物・ゆで物類	野菜類の蒸し物、野菜類のゆで物、みそ田楽、蒸し餃子、水餃子、蒸しまんじゅう、蒸ししゅうまい、
たこ焼き・お好み焼き類	たこ焼き、お好み焼き、もんじゃ焼き、チヂミ
麺類	ラーメン、かけそば、かけうどん、焼きそば、焼うどん
あめ類	べっこうあめ、果実あめ、カルメ焼き
ポン菓子	ポン菓子
ポップコーン	ポップコーン
かき氷	かき氷
果実チョコ	果実チョコ